

# インフルエンザと診断されたら…



1

じゅしんじ　いし　はっしょうび　とうこうかのうよていび　かくにん  
受診時、医師に、発症日と登校可能予定日を確認する。



2

がっこう　ほうこく  
学校に報告をする。

でんわ　いか　ほうこく  
電話などで以下のことについて報告してください。

①A型かB型か、検査の結果が分かれれば教えてください。

②「療養報告書」の受け取り方法を教えてください。

3

りょうようほうこくしょ　がっこう  
「療養報告書」を学校ホームページからダウンロードして  
いんさつ　がっこう　と　く  
印刷する。もしくは学校へ取りに来る。



ダウンロードできない場合には、学校へ取りに来ていただか、

きょうだい　しまい　とお　わた  
兄弟姉妹を通してお渡しします。

4

りょうようほうこくしょ　いし　かくにん　はっしょうび　きうく  
「療養報告書」に、医師と確認した「発症日」を記録する。

5

けんおん　ていき　てき　おこな　げねつ　ひ　かくにん　きうく  
検温を定期的に行い、「解熱した日」を確認して記録する。

6

かいふく　しゃっせきて　いしきかん　きじゅん　み　りょうようほうこくしょ  
回復し、出席停止期間の基準を満たしたら、「療養報告書」を  
も　とうこう　ていしゅつ  
持って登校し、学校に提出する。



しゅっせきて　いしきかん　きじゅん  
インフルエンザの出席停止期間の基準



はっしょう　あと　か　けいか　げねつ　あと　か　けいか  
発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。

# 記入例

保護者 様

## インフルエンザによる出席停止の通知書

太田市立木崎小学校

校長 倉田 聰子

お子さんは、インフルエンザのため、学校保健安全法第19条により、他の人に感染させる恐れのある期間は出席停止とします。インフルエンザの出席停止期間の基準は下記のとおりです。

<インフルエンザの出席停止期間の基準>

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで。」

インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。また、登校にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」を記入し、学校へ提出をお願いします。

保護者が記入

学校長 様

## インフルエンザにおける療養報告書

3年1組 氏名 木崎 一郎

1 診断を受けた医療機関： 〇〇〇小児科

2 診断日：令和 6 年 5 月 1 日（診断型 A型  B型  不明） ※いずれかに○をつけてください。

3 登校再開日：令和 6 年 5 月 7 日

（登校再開には下記の出席停止期間の基準1と2の両方を満たす必要があります。）

※下記に「発症日」と「解熱した日」を記入してください。

出席停止期間の基準	
1	発熱等の症状が出た日（発症日）を0日とし、翌日から数えて5日を経過している。 ⇒ 発症日： <u>5月1日</u>
2	解熱した日を0日とし、翌日から数えて2日（幼児にあっては3日）を経過している。 ⇒ 解熱した日： <u>5月3日</u>

上記のとおり相違ありません。

令和 6 年 5 月 7 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_

木崎 太郎